# 東京都板橋区農業委員会

第23期第25回定例総会議事録

令 和 元 年 7 月 2 4 日 於 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

## 第23期第25回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和元年7月24日(水)午後2時

場 所 下赤塚地域センター第1洋室

(赤塚庁舎3階)

出席委員 11名 下記のとおり

記

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	田中 喜一郎	5	小原 昭雄	9	山口 賢治
2	田中	6		10	染宮 利章
3	榎本 勇	7	石井 勉	11	春日 實
4	福島 聡司	8	本橋 政春	12	吉田 豊明

#### 議事

#### 1 協議事項

(1) 特定	生産緑地地区の指定に係る農地の管理状況の照会について	(資料1)
(2) 板橋	区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について	(資料2)
(3) 農業	後継者顕彰事業における候補者の推薦について	(資料3)
(4) 令和	元年度板橋区農業経営実態調査の実施について	(資料4)
(5) 農地	管理基準の作成について	(資料5)

### 2 報告事項

2 辛	被告 <del>事</del> 填	
(1)	農地転用届出の専決処分報告について	(資料6)
	合計3件 (内訳) 4条関係2件、5条関係1件	
(2)	地目変更登記に係る照会に対する調査結果について	(資料7)
(3)	国有農地見回りについて	(資料8)

#### 3 その他

(1) 令和元年度農業体験学習(じゃがいも収穫体験)の実施結果について(資料9)

#### 4 次回日程

日 時 令和元年8月26日(月) 午後2時 開会 場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議長田中喜一郎会長署名委員田中清委員榎本勇委員

出席係員 宮津 毅 事務局長

岸 幸夫 農政担当係長

福田紘規書記堺浩樹書記

事務局長

只今より、第23期第25回農業委員会定例総会を開会させていただきます。

会長、進行をお願いいたします。

会 長

皆さま、こんにちは。

早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、田中清委員、榎本委員を指名させていただきます。また、會田委員より欠席の届出が出ております。

それでは、協議事項(1)特定生産緑地地区の指定に係る農地の管理状況の照会についてです。対象の農地のなかに、春日委員と私に関するものがございますので、それぞれについて議事の参与ができませんのでよろしくお願いいたします。では、事務局お願いいたします。

事務局長

こちらは書記からご説明いたします。

書記

それでは資料1、1ページをご覧ください。

7月2日に都市計画課から農業委員会に対し、特定生産緑地地区の指定に係る農地の管理状況について照会がございました。こちらについて現地調査を行ってまいりました。2ページと3ページに対象農地の一覧と位置図が載っておりますが、5ページをお開きいただき、ご説明をいたしたいと思います。特定生産緑地指定候補地一覧ということで、今回28件の申請がございました。こちらにつきまして、各委員と事務局で現地確認を行いました。7月5日に田中喜一郎会長と徳丸地区12件、7月9日に本橋委員と赤塚地区5件、7月11日に染宮委員と成増、大門方面5件、7月12日に山口委員と主に西台、蓮根方面6件の確認を行いました。

これから画面を使って農地の現況のご報告をさせていただきますが、その前に5ページの表でご説明をさせていただきたい部分がございます。特22-1番の農地は元の生産緑地地区の面積が3, 270 ㎡に対し、特定生産緑地地区の申請の面積が1, 500 ㎡となっておりますが、こちらは平成4年に1, 500 ㎡を指定し、その後、追加で1, 770 ㎡を指定しているためでございます。 7番も同様の理由でございます。

また、特 22-13番と特 23-1番に関しては、生産緑地番号は同じ番号ですが、平成 4年に 1, 780㎡、平成 5年に 440㎡を指定しているため、特定生産緑地の番号が分かれております。

それでは、農地の状況を画面でご説明したいと思います。 まず、田中会長にご確認いただいた農地でございます。

[書記から画面で農地の状況を説明]

書			記	画面のご説明は以上です。田中会長、何かございますでしょうか。
会			長	皆、きれいに耕作されておりましたので、特に問題はないと思います。
書			記	続きまして、本橋委員にご確認いただいた農地にまいります。
П			дШ	
				[書記から画面で農地の状況を説明]
書			記	画面のご説明は以上です。本橋委員、何かございますでしょうか。
本	橋	委	員	特にございません。きれいに耕作されておりました。
書			記	続きまして、染宮委員にご確認いただいた農地にまいります。
				[書記から画面で農地の状況を説明]
書			記	画面のご説明は以上です。染宮委員、何かございますでしょうか。
染	宮	委	員	特にありません。きれいに耕作されておりました。
書			記	最後に、山口委員にご確認いただいた農地になります。
				[書記から画面で農地の状況を説明]
書			記	画面のご説明は以上です。山口委員、何かございますでしょうか。
山	П	委	員	全ての農地で肥培管理されておりますので、問題ないと思います。
書			記	以上のご報告を踏まえまして、資料の4ページをご覧ください。いずれも適正に肥培管理されており、良好な農地であるということで、都市計画課に回答したいと思っておりますが、いかがでしょうか。
会			長	この件につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。
吉	田	委	員	今回の28件の農地というのは、特定生産緑地として申請をされた農地ということで、現地確認して良好だということでご報告されて良いかと思いますが、今回の28件の申請分が、全体の面積や対象者の何パーセントになるのかお聞きしたいと思います。

書記

今回申請があったのが、16名28件でございます。全体が40名55件ですので、人数としては全体の40パーセント、件数としては全体の50パーセントというような申請状況となっております。他区と比較すると順調な進捗状況ですが、特定生産緑地のお知らせと同封したアンケートに未回答の方もいらっしゃいます。都市計画課に聞いたところによると、7月29日と8月1日の説明会後、アンケートの未回答者や説明会にいらっしゃっていない方には、電話や個別訪問で意向確認をしていくということでございます。また、貸借制度や区民農園への移行という話になると、都市農業係も関わっていく内容となりますので、都市計画課と連携して、特定生産緑地制度を知っていただくということとともに色々な情報の提供を行い、相談にのっていきたいと考えております。

会 長

他にご質問等ございますか。

ないようですので、次にまいります。協議事項(2)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料2、6ページをご覧ください。

今回、1件申請が出ておりまして、この総会でお諮りし、問題がなければ、補助金の交付手続きを進めていきます。

申請者の氏名、及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は地産地消推進事業で、事業内容は直売所施設設置工事です。施行場所は記載のとおりで、7ページに図面が載っております。この方の区内耕作農地面積は12.63aとなっております。事業の経費が1,125,030円、申請金額がこのうちの3分の一の375,000円です。8、9ページをご覧ください。直売所の外側の図面とカタログが載っておりまして、シャッター付きの物置を使って直売をされたいということでございます。次に10ページをご覧ください。ロッカータイプの物を中に収めて直売をされたいとのことでございます。11ページをご覧ください。地産地消推進事業として、直売所施設や野菜無人販売機などの設置のための経費ということで申請が出ております。これにつきまして、交付対象者の条件及び補助率は記載の表のとおりとなっており、条件に合致しているものと判断しております。

この件について、支障がなければ補助金を交付したいと考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

会 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

石井委員

確認ですけれども、直売所ですと、普通は誰かがいて販売するとか、 お金をここに入れてくださいといった形かと思いますが、これはいわゆ る自動販売機というような形ですが、区内には他にありますか。

事務局長

板橋区内ではありません。練馬区には多くございます。

吉田委員

補助金の予算が底をつくのではないかと危惧しておりますが、今回の申請分を支出すると、予算上の残額はいくらなのかということと、4か月で底をつくということで、前回も申し上げたのですが、補正予算を組んだ方が良いのではないかと思うのですが。

書記

全体の予算が210万円でして、今回の申請を受けますと、残りが15万7千円でございます。また、先日お一方からお話しがございまして、近いうちにこの残額内で申請がある予定でございますので、申請があり次第、総会にお諮りさせていただきたいと思います。

事務局長

先着順となっておりますけれども、補助金の希望があった場合は動かなくてはなりませんので、今後希望が出てきた場合には、財政課と交渉して、最終補正でつけてもらえないかという協議をしていく必要はあると思います。以前に一度、補正予算をつけてもらえたという話も聞いておりますので、もし希望者が年度末まで待ってもらえるということであれば、動いていきたいと思いますし、翌年度でも良いということであれば、翌年度でというお話になりますが、申請があった時点で、申請者の方とご相談して、なるべく希望がかなうように調整していきたいと思います。

吉田委員

分かりました。

会 長

他に何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

ないようですので、このまま、板橋区の方で補助金の手続きを進めて いただきたいと思います。

続きまして、協議事項(3)農業後継者顕彰事業における候補者の推 薦について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局長

こちらにつきましては、書記からご説明いたします。

書記

資料3、12ページをご覧ください。

第39回農業後継者顕彰事業における候補者の推薦についてということで、まず概要をご説明いたします。

顕彰事業の主催は東京都農業会議で、推薦の条件は年齢が39歳以下であること、農業収入がおおむね500万円以上で、農業部門で利益を生じていること、候補者本人が就農して3年以上経過していること、地域の農業後継者組織などで活動をしていることです。推薦期限は7月31日となっていて、表彰式は来年の2月20日の農業者大会で行われます。過去の受賞者は13ページのとおりです。被推薦者候補ということで、表記の方を推薦したいと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長

表記の方を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。 ご意見等ないようですので、表記の方を推薦したいと思います。 続きまして、協議事項(4)令和元年度板橋区農業経営実態調査について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

こちらにつきましても、書記からご説明いたします。

書記

資料4、14ページをご覧ください。目的ですが、区における農業経営の実態を把握し、今後の農業振興事業の基礎資料とするために行うものでございます。調査内容は15ページから20ページまでが今回の調査票となっておりまして、変更点ですが、15ページをご覧ください。「作付延べ面積は、作付した回数分の面積を足してください」という注意書きを加えさせていただきました。同じ場所に同じ作物を作った場合はその回数分の面積となりますので、追加をいたしました。また、耕作意向の欄ですが、世帯に農業後継者がいる場合、その方の氏名、続柄や今後の耕作意向を記入する欄を加えさせていただきました。これにつきましては、以前の総会の際に、この内容ですと、区内の後継者の方がどれだけいらっしゃって、今後どの程度耕作しようと考えているのかという実態が掴めず、今後の板橋農業がどのように変化していくのかということを捉えるために、今回項目を追加させていただきました。

再び14ページをご覧ください。調査対象ですが、板橋区に住所を有する農業者140戸ということで、これは今までの対象者ですが、それに加え、今回から農地台帳との突合により新たに判明した農業者を対象とします。こちらにつきましては、従来は前年度にご回答いただいた方を対象としていましたが、これだと新たに農業を始められた方ですとか、調査から漏れている方がいる可能性があるというご指摘をいただきましたので、毎年、主税局から農地課税されている農地のリストが送られてきますので、それと現在の対象農地を突合し、職員で現地確認を行った結果、農地と認められる場所の所有者については、調査対象に加えていきたいと思います。

続きまして、今後のスケジュールですが、8月1日に調査票を配布い

たします。調査の基準日は8月1日時点のものをお書きいただく形になります。提出期限は9月2日で、集計を年内に行い、来年の2月に報告書を作成する予定です。また、この調査は、板橋区と農業委員会の共催で行うものです。

また、21ページをご覧ください。今回の経営実態調査に併せまして、「都市農地保全調査」ということで、東京都農業会議が東京都から委託されている調査でございますが、生産緑地を「貸したい」、または「借りたい」という意向の調査を行います。22、23ページが調査票となっておりまして、経営の概況、生産緑地の貸し出す意向、生産緑地を借り入れる意向について記入していただく形となります。こちらにつきましては、区もデータを共有できますので、今後、生産緑地の貸借のマッチングにも活用できる資料となります。

#### 吉田委員

既存の発送件数は140戸ですが、今回の発送件数はどのくらいになるのですか。

書記

これから、新たに対象となる方には個々にご連絡をさせていただき、 回答があった方については、140戸に加えていくという形になりま す。また、いきなり農地面積が増えるということになりますので、この 経緯については報告書で明記をいたします。

会 長

他に何かございますか。

ないようですので、次にまいります。協議事項(5)農地管理基準の 作成について、事務局、お願いします。

事務局長

こちらにつきましても、書記からご説明いたします。

書記

資料5、24ページをご覧ください。前回総会時に、用語の定義を明記した方が良いのではないかというご指摘をいただきましたので、下の参考の欄に表記のとおり、各用語の定義を追加させていただきました。こちらにつきましては、農林水産省が改訂に関わっている、全国農業会議所の「農地法の解説」に記載されているものでして、他の自治体の管理基準もこれに沿って作成されておりますので、この本の定義を加えさせていただきました。ご説明は以上です。

会 長

この件につきまして、何かございますか。 ないようですので、この案で作成したいと思います。 事務局長

10月の農地利用状況調査のなかで活用させていただきたいと思います。調査票等ができましたら、担当からまたご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長

続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、 事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料6、25ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和元年6月11日から令和元年7月10日までに届出があったもの2件でございます。

専決番号1、土地の所在が西台三丁目54番1でございます。登記簿上の地目が畑、現況も畑です。面積は247平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。併せまして、専決番号2番です。土地の所在は西台三丁目54番2です。登記簿上の地目は畑、現況も畑です。面積は203平方メートルです。転用の目的は個人住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。おおむねの位置ですが、前谷津川緑道の東側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

調査時はとうもろこしが育てられている状況で、収穫後、個人住宅を 建てるということで届出が出ております。

事務局長

続きまして、26ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出で令和元年6月11日から令和元年7月10日までに届出があったもので、1件です。

専決番号1、土地の所在が赤塚三丁目556番21、登記簿上の地目が畑、現況は不耕作地です。面積は84平方メートルで、転用の目的は個人住宅です。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりでございます。おおむねの位置は赤塚第二中学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

調査時はアパートが建っておりましたが、それを壊して、9月着工で個人住宅を建てるということで、こちらは使用貸借権の設定ということで届出が出ております。

会 長

ご説明ありがとうございました。 これについてご質問等がございましたら、お願いします。 ご質問等ないようですので、次に進めさせていただきます。報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。

#### 事務局長

資料7、27ページをご覧ください。

地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。令和元年6月11日から令和元年7月10日までの間に照会があったもので、1件です。

番号1、土地の所在は泉町47番16です。地目は畑、面積は65平 方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載 のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はござ いませんでしたので、その旨を7月9日付、東京法務局板橋出張所に回 答しております。おおむねの位置は首都高速5号線の北側です。現地の 詳細については書記から画面でご説明いたします。

書記

こちらはかなり以前に建てられ、老朽化の進んでいる個人住宅で、誰も住んでいる様子はございませんでした。

会 長

これについて質問等がございましたら、お願いします。

ないようですので、次にまいります。協議事項(3)国有農地の見回りについて、事務局、説明をお願いします。

事務局長

こちらも書記からご説明いたします。

書記

資料8、28ページをご覧ください。毎年行っているものでございますが、国有農地の見回りでございます。

全33件のうち、11件が未貸付地と農耕貸付地で、22件が転用貸付地です。見回り時期ですが、例年同様、1回目は8月中に全33件を見回り、2回目は来年3月に未貸付地と農耕貸付地の11件を見回る予定でして、係長と書記で見回りを行い、総会で結果報告をいたします。

会 長

これについて質問等がございましたら、お願いします。

ないようですので、次にまいります。その他(1)令和元年度農業体験学習(じゃがいも収穫体験)の実施結果について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

こちらは農政担当係長よりご説明いたします。

#### 農政担当係長

それでは29ページ、資料9をご覧ください。

実施日時についてですが、一般申込分が令和元年6月22日土曜日、午前9時から午後1時まで、団体申込分は、6月23日の日曜日と25日火曜日から27日木曜日午前9時から12時までで、6月24日は雨天のため中止いたしました。実施会場は、赤塚五丁目22番、農業体験農園で、一般の申込数は204世帯560名、実際にご参加いただいた方が、150世帯383名、収穫株数が1,149株でございました。団体の申込数は23団体652名で、お申込みと同数の23団体652名の方に、1,155株の収穫体験にご参加いただきました。

今回の収穫体験にご参加いただいた総数としますと、一般と団体の参加人数と株数の合計は1,035名2,304株となります。前年度は968名2,175株、前々年度は886名1,965株でございましたので、参加者数・収穫株数ともに年々増加している傾向にございます。説明は以上でございます。

#### 会 長

この件につきまして、ご質問があればお願いいたします。

ないようですので、これをもちまして第25回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後3時10分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

・運営委員会 8月20日(火)午後2時

・定例総会 8月26日(月)午後2時